

答申第 27 号の概要

1 件名

精神保健福祉法関係書類についての部分開示決定処分に対する異議申立て

2 争点

非開示とした情報が、

- (1) 条例第 16 条第 3 号の「開示請求をした者以外の第三者に関する情報を含む個人情報であって、開示をすることにより、当該第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められるもの」に該当するか否か。
- (2) 条例第 16 条第 2 号の「個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談、試験等に関する個人情報であって、開示をすることが適切でないと認められるもの」に該当するか否か。

3 審議会の判断

- (1) 条例第 16 条第 3 号の該当性について

条例第 16 条第 3 号は、非開示にできる場合として、「開示請求をした者以外の第三者に関する情報を含む個人情報であって、開示をすることにより、当該第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められるもの」と規定している。

これを本件についてみると、非開示とされた情報は、主治医である指定医が申立人の保護者等又は家族から申立人の生活歴や病歴等について聴取した情報と、保護者が申立人の病状や退院請求等に対してどう思っているかを記述した情報等である。これらの情報は、申立人が主張するように申立人に係る個人情報ではあるが、実施機関が主張するように、保護者等又は家族の情報でもあることから、条例が定める「開示請求をした者以外の第三者に関する情報を含む個人情報」に該当する。

次に、これを開示することにより、保護者等又は家族の「正当な権利利益を侵害するおそれがある」かどうかについては、申立人からの退院請求に伴い病院管理者が作成した「退院等の請求に関する意見書（様式第 6 号-1（病院管理者用、第 22 条関係）」の「その他参考事項」欄に、「非自発入院に際しては、その保護者などに対して、強い敵意を持つことも少なくない」ため、「何らの配慮もなく、事務的に」医療保護入院に関する書類を開示するのであれば、「非自発入院における治療上ならびに保護者側としても、極めて憂慮される事態である」と主治医が主張していることから、実施機関が、「第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがある」と認めたことは妥当である。

- (2) 条例第 16 条第 2 号の該当性について

条例第 16 条第 2 号は、非開示にできる場合として、「個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談、試験等に関する個人情報であって、開示をすることが適切でないと認められるもの」と規定している。この「開示をすることが適切でないと認められる」場合とは、「個人情報保護制度の手引き」によると、「当該個人情報を開示すると、本人に悪影響を及ぼす場合や、記録作成者と本人との信頼関係を損なう場合、又は記録作成者が正確な情報を記録できなくなる場合」とされている。

これを本件についてみると、非開示とされた情報は、申立人の「評価、診断、判定」に関する個人情報に該当する。

次に、これを開示することが、「適切でない」かどうかについては、前記の主治医の主張を勘案すると、①非開示とされた情報を申立人が知ると、申立人の治療に悪影響を及ぼすおそれがある。②非開示とされた情報は、保護者等及び家族と指定医及び精神医療審査会との信頼関係の上に取得された情報であり、保護者等及び家族は、この情報が申立人に開示されることを予期していないため、当該情報を開示することは相互の信頼関係を損なうおそれがある。③保護者等及び家族が申立人からの批判等をおそれて、指定医及び精神医療審査会が正確な情報を取得し記録できなくなることも考えられる。さらには、医療保護入院に同意を与える扶養義務者への就任について協力が得られなくなるおそれや、申立人の診断や治療あるいは申立人からの退院請求の審査に著しい支障が生じるおそれがあると認められる。従って、実施機関が、「開示をすることが適切でない」と認めたことは妥当である。

なお、申立人は、信頼関係で得られた正確な情報であれば申立人本人に開示すべきであり、事実と異なることが記載されているので隠ぺいしているのではないかと主張している。しかしながら、条例第16条第2号の趣旨は、「評価、診断、判定」等の事務においては、正確な情報を記録するためにこそ、本人に対して非開示とせざるを得ない場合があることを想定するものであり、本件は、まさにそのような場合に当たる。

(3) 非開示部分に記載されていることは既に知っているとの申立人の主張について

申立人は、病院から当該文書及びカルテの開示を受けており、非開示部分に書かれている内容の一部については既に知っている旨の言及をしている。これについて実施機関に確認したところ、①病院が作成して実施機関に提出した文書について、申立人に部分開示されており、実施機関が非開示とした情報の一部が既に開示されていること、②カルテは申立人に全部開示されていることが、判明した。

こうした現状を踏まえると、実施機関が非開示としている情報のうち①で病院から既に開示されている情報については、実施機関において非開示とする実益が無くなっているため、別表に掲げる情報は開示すべきである。②で申立人に開示されたカルテの記載内容を見ると、実施機関が非開示とした情報の内容の一部について推定することができる。しかしながらこれは単なる推定に過ぎないことから、条例第16条第2号及び第3号に照らし、依然として非開示とする実益があるものと考えられる。

(4) 以上により、審議会は、部分開示決定処分のうち、別表に掲げる情報を開示すべきであると判断する。その余の情報については、非開示とした実施機関の判断は妥当であると判断する。